

米国：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

現地法人を設立するにあたっては、そもそも現地法人が必要か、必要だとして米国内のどの州の法律に基づいた法人を設立するのか、設立する法人はどのような形態かといった点を、法務及び税務の観点、さらには、ビザ戦略の観点も併せて検討する必要があります。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

清算・撤退自体は、他国に比べてそれほど難しい話ではありません。基本的には、現地法人の設立準拠法に従って手続きを進めていくことになります。ただし、設立に比べて時間を要する場合も多いですので、ご注意ください。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

何よりもまず就労可能な Visa を取得することが必要です。就労可能な Visa には何種類ありますが、どの Visa をどのように取得するか、そのために必要な事項は何かといった点を移民法の専門家と相談してください。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

Answer:

会社側はいつでも辞めさせることができ、従業員はいつでもやめることができる At-will employment (随意雇用) が原則です。他方で、差別には非常に厳しく、日本人の感覚では差別に該当しないものも差別に該当する可能性があります。日本の雇用法制とはまったく異なる雇用形態ですので、労務の専門家と相談しつつ、適切に対応するようにしてください。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

準拠法の選択は可能です。また、契約書の言語についても、規制は特にありません。ほとんどの契約書は英語で作成されますが、日本企業同士や日本人同士の案件では、日本語で書面が作成されることもあります。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

可能です。ただし、契約書内に入れる際には、必要かつ十分な文言が規定できているを含め、専門家と相談することをお勧めします。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

法的な面からは、特筆すべき特殊な規制はなく、配当に関する会社法上の規制にしたがって行っていただくことになります。ただし、適切な源泉徴収を行う必要がある可能性がありますので、詳しくは税務の専門家にもご相談ください。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点がありますか。

Answer:

コンプライアンスの観点から注意を要する点は多岐にわたりますが、特に認識しておくべき点としては、米国では、法令違反があった場合に課される責任が文字通り巨額になる可能性があるという点です。転ばぬ先の杖として、日常的に専門知識を持つ法律家等の専門家と協働していくことが肝要です。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

カリフォルニア州法に基づき設立された会社の場合、取締役の国籍や居住地に関する要件はありませんが、原則として3人の取締役が必要です。ただし、現地法人が完全子会社である場合、取締役の人数は1名で足りません。

Question:

各州におけるビジネスライセンスとは何でしょうか？

Answer:

外国で設立された会社が米国の各州でビジネスを行うために必要な登録手続きのことを意味しています。例えば、カリフォルニア州の場合、カリフォルニア州法に基づき設立された法人以外の法人が同州内でビジネスを行う場合には、ビジネスライセンスの取得が必要となります。

Question:

Registered Agent とは何でしょうか？

Answer:

カリフォルニア州では、会社設立にあたって会社の住所がカリフォルニア州内に存在していることは必要とされていませんが、その代わりに、「州内の連絡窓口」のようなものとして、訴状等の公式の通知が行われる先である Registered Agent と呼ばれる代理人を選任しておく必要があります。Registered Agent には、カリフォルニア州居住の個人であれば誰でもなることができますし、有料の業者を使うことも可能です。

Question:

登記簿謄本に相当する資料はありますか？

Answer:

カリフォルニア州には、登記簿謄本に相当するものはなく、会社の存在を証明するものとしては、Articles of Incorporation(定款)と Certificate of Good Standing (存続証明書)があります。オフィス所在地や役員の情報等を公式に証明する書面はありませんが、カリフォルニア州の HP に掲載されている Statement of Information を通じて多少の情報を得ることは可能です。

Question:

スタートアップとのコラボレーションの方法にはどのようなものがありますか？

Answer:

守秘義務契約を締結した上での単純な情報交換や Proof of Concept に始まり、一歩進んで共同開発、共同研究といった形態や、パートナー契約、ライセンス契約、リセラー契約等の事業契約、さらにはジョイント・ベンチャーの形態をとることもあります。また、スタートアップに対する投資を求められることも頻繁にあります。

Question:

投資の手法としてはどのようなものがありますか？

Answer:

Preferred Stock（優先株式）を使った伝統的な投資手法だけでなく、Convertible Note（転換社債）や SAFE（Simple Agreement for Future Equity）や KISS（Keep It Simple Security）といった簡易な投資手法を利用した投資も頻繁に行われています。

Question:

米国現地法人でなされた発明に関して特に気をつけなければならない点はありますか？

Answer:

米国法上、米国国内でなされた発明については、原則として、米国を第一国として特許出願しなければならないこととされており、発明の内容によっては、それまでは米国外に当該発明を持ち出すことが禁止されています。そのため、米国現地法人で発明がなされた場合には、米国現地法人から日本の本社に当該発明を伝えることも問題となる可能性があります。